

平成30年7月豪雨災害に対する 見舞金の贈呈について

本市では、平成30年7月豪雨災害で甚大な被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県、岡山市及び広島市に対し、次のとおり見舞金を贈呈することを決定しましたので、お知らせします。

1 贈呈金額

岡山県、広島県、愛媛県	各 100万円
岡山市、広島市	各 50万円

2 贈呈方法

岡山県、広島県、愛媛県、岡山市及び広島市の東京事務所長に対して平成30年7月24日に目録を贈呈します。

【お問合せ】

健康福祉局 福祉部 地域福祉課
電話 042-769-9222